

あつた日の翌日以後の期間については、同項の承認の処分は、その効力を失うものとする。

第八十条第一項中「から第七十条の二まで（税額控除）」を「（所得税額の控除）」、第六十九条（外国税額の控除）又は第七十条（仮装経理に基づく過大申告の場合の更正に伴う法人税額の控除）に改める。

第八十一条の三第一項中「」の事業年度」を「の通則」の事業年度」に、「（法人税額から控除する所得税額の損金不算入）」、第四十一条（法人税額から控除する外国税額）」を「から第四十一条の二まで（法人税額から控除する所得税額等）」に改める。

第二編第一章の二第一節第三款第五目中第八十一条の八の次に次の一条を加える。

（連結事業年度における分配時調整外国税相当額の損金不算入）

第八十一条の八の二 連結法人が支払を受ける集団投資信託の収益の分配に係る所得税の額に係る第八十条の十五の二第一項（連結事業年度における分配時調整外国税相当額の控除）に規定する分配時調整外国税相当額につき同項の規定の適用を受ける場合には、各連結法人のその支払を受ける収益の分配に係る所得税の額に係る当該分配時調整外国税相当額の合計額は、各連結事業年度の連結所得の金額の計算上、損金の額に算入しない。

2 前項の規定により損金の額に算入されない金額のうち各連結法人に帰せられる金額については、政令で定める。

第八十一条の十三第二項中「(次条から第八十一条の十七まで(税額控除)の規定により控除する金額がある場合には、当該金額を控除した金額)及び当該」を「と当該」に、「第三章(税額の計算)(第十条(特定同族会社等の特別税率の適用がある場合の地方法人税の額)及び第十五条(連結法人の地方法人税の個別帰属額の計算)を除く。」を「第十条(税率)に改め、「計算した地方法人税の額」の下に「とを合計した金額(次条から第八十一条の十六まで(税額控除)並びに同法第十二条(外国税額の控除)及び第十三条(仮装経理に基づく過大申告の場合の更正に伴う地方法人税額の控除)の規定による控除をされるべき金額がある場合には、当該金額を控除した金額)」を加える。

第八十一条の十四第一項中「所得税の額」の下に「(当該所得税の額に係る第八十一条の十五の二第一項(連結事業年度における分配時調整外国税相当額の控除)に規定する分配時調整外国税相当額を除く。)」を加える。

第八十一条の十五の次に次の一条を加える。

(連結事業年度における分配時調整外国税相当額の控除)

第八十一条の十五の二 連結法人が各連結事業年度において集団投資信託の収益の分配の支払を受ける場合には、当該収益の分配に係る分配時調整外国税(所得税法第七十六条第三項(信託財産に係る利子等の課税の特例)に規定する外国の法令により課される所得税に相当する税で政令で定めるものをいう。)の額で同項又は同法第八十条の二第三項(信託財産に係る利子等の課税の特例)の規定により当該収益の分配に係る所得税の額から控除された金額のうち当該連結法人が支払を受ける収益の分配に対応する部分の金額として政令で定める金額に相当する金額(次項において「分配時調整外国税相当額」という。)は、政令で定めるところにより、当該連結事業年度の連結所得に対する法人税の額から控除する。

2 前項の規定は、連結確定申告書、修正申告書又は更正請求書に同項の規定による控除の対象となる分配時調整外国税相当額、控除を受ける金額及び当該金額の計算に関する明細を記載した書類の添付がある場合に限り、適用する。この場合において、同項の規定により控除される金額は、当該書類に当該分配時調整外国税相当額として記載された金額を限度とする。

3 前項に定めるもののほか、第一項の規定の適用に関し必要な事項は、政令で定める。

第八十一条の十七中「まず」の下に「第八十一条の十五の二（連結事業年度における分配時調整外国税相当額の控除）の規定による控除をし、次に」を、「第八十一条の十四」の下に「（連結事業年度における所得税額の控除）」を加え、「所得税額等」を「外国税額」に改める。

第八十一条の十八第一項中「第四号」を「第五号」に改め、同項第四号を同項第五号とし、同項第三号の次に次の一号を加える。

四 第八十一条の十五の二第一項（連結事業年度における分配時調整外国税相当額の控除）の規定による控除をされる金額のうち各連結法人に帰せられるものとして政令で定める金額

第八十一条の二十第三項中「とする」を「と、第八十一条の十五の二第二項（連結事業年度における分配時調整外国税相当額の控除）中「連結確定申告書」とあるのは「連結中間申告書」とする」に改める。

第二編第一章の二三節第二款の次に次の一款を加える。

第二款の二 電子情報処理組織による申告の特例

（電子情報処理組織による申告）

第八十一条の二十四の二 特定法人である連結親法人は、第八十一条の十九（連結中間申告）、第八十一条の二十（仮決算をした場合の連結中間申告書の記載事項等）若しくは第八十一条の二十二（連結確定申告）又は国税通則法第十八条（期限後申告）若しくは第十九条（修正申告）の規定により、連結中間申告書若しくは連結確定申告書若しくはこれらの申告書に係る修正申告書（以下この条及び次条第一項において「納税申告書」という。）により行うこととされ、又はこれにこの法律（これに基づく命令を含む。）若しくは国税通則法第十八条第三項若しくは第十九条第四項の規定により納税申告書に添付すべきものとされている書類（以下この項及び第三項において「添付書類」という。）を添付して行うこととされている各連結事業年度の連結所得に対する法人税の申告については、これらの規定にかかわらず、財務省令で定めるところにより、納税申告書に記載すべきものとされている事項（第三項において「申告書記載事項」という。）又は添付書類に記載すべきものとされ、若しくは記載されている事項（以下この項及び第三項において「添付書類記載事項」という。）を、財務省令で定めるところによりあらかじめ税務署長に届け出て行う電子情報処理組織（国税庁の使用に係る電子計算機（入出力装置を含む。以下この項及び第四項において同じ。）とその申告をする連結親法人の使用に係る電子計算機と

を電気通信回線で接続した電子情報処理組織をいう。)を使用する方法として財務省令で定める方法により提供することにより、行わなければならない。ただし、当該申告のうち添付書類に係る部分については、添付書類記載事項を記録した光ディスク、磁気テープその他の財務省令で定める記録用の媒体を提出する方法により、行うことができる。

2 前項に規定する特定法人とは、次に掲げる法人をいう。

一 当該連結事業年度開始の時ににおける資本金の額又は出資金の額が一億円を超える法人

二 保険業法に規定する相互会社

3 第一項の規定により行われた同項の申告については、申告書記載事項が記載された納税申告書により、又はこれに添付書類記載事項が記載された添付書類を添付して行われたものとみなして、この法律(これに基づく命令を含む。)及び国税通則法(第二百二十四条(書類提出者の氏名、住所及び番号の記載等)を除く。)の規定その他政令で定める法令の規定を適用する。

4 第一項本文の規定により行われた同項の申告は、同項の国税庁の使用に係る電子計算機に備えられたファイルへの記録がされた時に税務署長に到達したものとみなす。

5 第一項の場合において、国税通則法第二百二十四条の規定による名称及び法人番号（行政手続における特定の個人を識別するための番号の利用等に関する法律第二条第十五項（定義）に規定する法人番号をいう。）の記載並びに押印については、第一項の連結親法人は、国税通則法第二百二十四条の規定にかかわらず、当該記載及び押印に代えて、財務省令で定めるところにより、名称を明らかにする措置を講じなければならぬ。

6 第一項の連結親法人の同項の申告については、行政手続等における情報通信の技術の利用に関する法律第三条（電子情報処理組織による申請等）の規定は、適用しない。

（電子情報処理組織による申告が困難である場合の特例）

第八十一条の二十四の三 前条第一項の連結親法人が、電気通信回線の故障、災害その他の理由により同項に規定する電子情報処理組織を使用することが困難であると認められる場合で、かつ、同項の規定を適用しないで納税申告書を提出することができる場合において、同項の規定を適用しないで納税申告書を提出することについて納税地の所轄税務署長の承認を受けたときは、当該税務署長が指定する期間内に行う同項の申告については、同条の規定は、適用しない。

2 第七十五条の四第二項から第五項まで（電子情報処理組織による申告が困難である場合の特例）の規定は前項の承認について、同条第六項から第八項までの規定は前項の規定の適用を受けている連結親法人について、それぞれ準用する。この場合において、同条第二項中「同項の規定の」とあるのは「第八十一条の二十四の三第一項（電子情報処理組織による申告が困難である場合の特例）の規定の」と、同条第五項中「第一項」とあるのは「第八十一条の二十四の三第一項」と、同条第六項中「前条第一項」とあるのは「第八十一条の二十四の二第二項（電子情報処理組織による申告）」と、「第一項の承認」とあるのは「第八十一条の二十四の二第二項」と、同条第八項中「前条第一項」とあるのは「第八十一条の二十四の二第一項」と、「つき第一項」とあるのは「つき第八十一条の二十四の三第一項」と読み替えるものとする。

第八十一条の二十五の見出しを削り、同条第一項中「次項」を「以下この条」に改め、同条第二項中「前項」を「第一項」に改め、「場合」の下に「（修正申告書の提出により異動があつた場合に限る。）」を加え、同項を同条第三項とし、同条第一項の次に次の一項を加える。

2 連結親法人が、第八十一条の二十四の二第一項（電子情報処理組織による申告）、地方法人税法第九条の二第一項（電子情報処理組織による申告）又は行政手続等における情報通信の技術の利用に関する法律第三条第一項（電子情報処理組織による申請等）の規定により第八十一条の二十四の二第一項の申告又は地方法人税法第十九条の二第一項の申告を行つた場合において、財務省令で定めるところにより、これらの申告に係る連結子法人の個別帰属額等及び前項に規定する財務省令で定める書類に記載すべきものとされている事項を第八十一条の二十四の二第一項、同法第十九条の二第一項又は行政手続等における情報通信の技術の利用に関する法律第三条第一項に規定する電子情報処理組織を使用する方法その他の財務省令で定める方法により提供したときは、当該連結子法人が前項の規定により当該連結事業年度の個別帰属額等を記載した書類に当該事項を記載した同項に規定する財務省令で定める書類を添付して、これを同項に規定する所轄税務署長に提出したものとみなす。

第八十一条の二十五に次の一項を加える。

4 連結親法人が、第八十一条の二十四の二第一項、地方法人税法第十九条の二第一項又は行政手続等における情報通信の技術の利用に関する法律第三条第一項の規定により修正申告を行つた場合において、

財務省令で定めるところにより、当該修正申告により異動した連結子法人の異動後の個別帰属額等その他参考となるべき事項をこれらの規定に規定する電子情報処理組織を使用する方法その他の財務省令で定める方法により提供したときは、当該連結子法人が前項の規定により当該異動後の個別帰属額等その他参考となるべき事項を記載した書類を同項に規定する所轄税務署長に提出したものとみなす。

第八十一条の三十一第一項中「から第八十一条の十七まで（税額控除）」を「（連結事業年度における所得額の控除）、第八十一条の十五（連結事業年度における外国税額の控除）又は第八十一条の十六（仮装経理に基づく過大申告の場合の更正に伴う法人税額の連結事業年度における控除）」に改める。

第三百十九条第一項中「日本国が締結した所得に対する租税に関する二重課税防止のための条約（「租税条約」（第二条第十二号の十九ただし書（定義）に規定する条約をいう。）に、「租税条約」という）を「同じ）」に改め、同条第二項中「において、」の下に「租税条約（当該外国法人の同号に掲げる所得に対して租税を課することができる旨の定めのあるものに限るものとし、」を加え、「を定める租税条約以外の租税条約」を「の定めのあるものを除く。）に、「ときには」を「ときは」に改める。

第四百二十二条第二項中「第四十六条」を「第四十一条の二（分配時調整外国税相当額の損金不算入）」

第四十六条」に改め、同条第三項中「の計算」の下に「の通則」を加える。

第四百二十二条の六の次に次の一条を加える。

（外国法人に係る分配時調整外国税相当額の損金不算入）

第四百二十二条の六の二 恒久的施設を有する外国法人が支払を受ける集団投資信託の収益の分配に係る所得税の額に係る第四百四十四条の二の二第一項（外国法人に係る分配時調整外国税相当額の控除）に規定する分配時調整外国税相当額につき同項の規定の適用を受ける場合には、その支払を受ける収益の分配に係る所得税の額に係る当該分配時調整外国税相当額は、当該外国法人の各事業年度の恒久的施設帰属所得に係る所得の金額の計算上、損金の額に算入しない。

第四百四十四条中「所得税の額」とあるのは「所得税の額」を「第六十九条の二第一項（）」とあるのは「第四百四十四条の二の二第一項（外国法人に係る）」と、「を除く」とあるのは「及び特定所得税の額」に、「については、その額」を「の額」に、「除く。」を「いう。」を除く」に改める。

第四百四十四条の二第一項中「第三項まで」の下に「及び次条第一項」を加え、同条第五項中「第三百二十九条第一項（租税条約に異なる定めがある場合の国内源泉所得）」を「第二条第十二号の十九ただし書」

に、「租税条約を」を「条約を」に改める。

第三編第二章第二節中第四百四十四条の二の次に次の二条を加える。

（外国法人に係る分配時調整外国税相当額の控除）

第四百四十四条の二の二 恒久的施設を有する外国法人が各事業年度において集団投資信託の収益の分配の支払を受ける場合（恒久的施設帰属所得に該当するものの支払を受ける場合に限る。）には、当該収益の分配に係る分配時調整外国税（所得税法第七十六条第三項（信託財産に係る利子等の課税の特例））に規定する外国の法令により課される所得税に相当する税で政令で定めるものをいう。）の額で同項又は同法第八十条の二第三項（信託財産に係る利子等の課税の特例）の規定により当該収益の分配に係る所得税の額から控除された金額のうち当該外国法人が支払を受ける収益の分配に対応する部分の金額として政令で定める金額に相当する金額（次項及び第三項において「分配時調整外国税相当額」という。）は、政令で定めるところにより、当該事業年度の恒久的施設帰属所得に係る所得に対する法人税の額から控除する。

2 前項の規定は、外国法人である人格のない社団等の収益事業以外の事業又はこれに属する資産から生

ずる所得に係る分配時調整外国税相当額については、適用しない。

3 第六十九条の二第三項（分配時調整外国税相当額の控除）の規定は、分配時調整外国税相当額につき第一項の規定による控除をする場合について準用する。

4 前二項に定めるもののほか、第一項の規定の適用に関し必要な事項は、政令で定める。

（税額控除の順序）

第四百四十四条の二の三 前三条の規定による法人税の額からの控除については、まず前条の規定による控除をした後において、第四百四十四条（外国法人に係る所得税額の控除）において準用する第六十八条（所得税額の控除）の規定及び第四百四十四条の二（外国法人に係る外国税額の控除）の規定による控除をするものとする。

第四百四十四条の四第四項第一号中「これら」と、「」の下に「第六十九条の二第三項（分配時調整外国税相当額の控除）（第四百四十四条の二の二第三項（外国法人に係る分配時調整外国税相当額の控除）において準用する場合に限る。）及び」を加え、同項第二号中「規定中」の下に「「確定した決算」とあるのは「決算」と、」を加え、「」を削る。

第四百四十四条の六第一項ただし書中「第三百三十九条第一項（租税条約に異なる定めがある場合の国内源泉所得）」を「第二条第十二号の十九ただし書（定義）」に、「租税条約を」を「条約を」に改める。

第四百四十九条第一項ただし書中「第三百三十九条第一項（租税条約に異なる定めがある場合の国内源泉所得）」を「第二条第十二号の十九ただし書（定義）」に、「租税条約を」を「条約を」に、「場合には」を「場合は」に改める。

第四百五十一条を次のように改める。

（外国法人の提出する法人税申告書に係る記名押印）

第四百五十一条 外国法人が法人税申告書（第二条第三十号、第三十一号、第三十三号及び第三十四号（定義）に掲げる申告書並びにこれらの申告書に係る修正申告書をいう。以下この条において同じ。）を提出する場合には、国税通則法第二百二十四条第一項後段（書類提出者の氏名、住所及び番号の記載等）に規定する事項のほか、第四百四十一条各号（課税標準）に定める国内源泉所得に係る事業又は資産の経営又は管理の責任者の氏名を当該法人税申告書に記載しなければならない。

2 外国法人が法人税申告書を提出する場合には、国税通則法第二百二十四条第二項（第一号に係る部分に

限る。)の規定により当該法人税申告書に押印すべき者は、第四百四十一条各号に定める国内源泉所得に係る事業又は資産の経営又は管理の責任者とする。

第六百六十一条を次のように改める。

第六百六十一条 削除

別表第一地方住宅供給公社の項の次に次のように加える。

地方税共同機構

地方税法

(地方法人税法の一部改正)

第三条 地方法人税法(平成二十六年法律第十一号)の一部を次のように改正する。

目次中「第二節 確定申告(第十九条)」を

「第二節 確定申告(第十九条)」

第二節の二 電子情報処理組織による申告の特例(第十

に改める。

九条の二・第十九条の三)」

第三条第一項中「法律()の下に「第十九条の二及び」を加える。

第六条第二号イ及び第十二条第三項中「及び第四百四十四条の二」を「から第四百四十四条の二の三まで」に改める。

第十二条の次に次の一条を加える。

(分配時調整外国税相当額の控除)

第十二条の二 内国法人が各課税事業年度において法人税法第六十九条の二第一項の規定を受ける場合において、当該課税事業年度の同項に規定する分配時調整外国税相当額が当該内国法人の当該課税事業年度の第六条第一号に定める基準法人税額を超えるときは、政令で定めるところにより、その超える金額を当該課税事業年度の所得地方法人税額から控除する。

2 連結親法人が各課税事業年度において法人税法第八十一条の十五の二第一項の規定を受ける場合又は当該連結親法人による連結完全支配関係にある連結子法人が当該課税事業年度終了の日の属する連結事業年度において同項の規定の適用を受ける場合において、当該連結親法人の当該課税事業年度の同項に規定する分配時調整外国税相当額及び当該連結子法人の当該連結事業年度の同項に規定する分配時調整外国税相当額の合計額が当該課税事業年度の第六条第三号に定める基準法人税額を超えるとき

は、政令で定めるところにより、その超える金額を当該課税事業年度の所得地方法人税額から控除する。

3 恒久的施設を有する外国法人が各課税事業年度において法人税法第四百四十四条の二の二第一項の規定の適用を受ける場合において、当該課税事業年度の同項に規定する分配時調整外国税相当額が当該外国法人の当該課税事業年度の第六条第二号イ(1)に掲げる国内源泉所得に係る所得の金額につき同法その他の法人税の税額の計算に関する法令の規定（同法第四百四十四条から第四百四十四条の二の三までの規定を除く。）により計算した法人税の額（附帯税の額を除く。）を超えるときは、政令で定めるところにより、当該課税事業年度の当該法人税の額のみを課税標準法人税額として第十条の規定を適用して計算した場合の地方法人税の額に相当する金額として政令で定める金額を限度として、その超える金額を当該課税事業年度の同号に定める基準法人税額に対する地方法人税の額から控除する。

4 法人税法第六十九条の二第二項の規定は第一項の規定を適用する場合について、同法第四百四十四条の二の二第二項の規定は前項の規定を適用する場合について、それぞれ準用する。

5 第一項から第三項までの規定は、地方法人税確定申告書、修正申告書又は国税通則法第二十三条第三

項に規定する更正請求書に分配時調整外国税相当額（法人税法第六十九条の二第一項に規定する分配時調整外国税相当額、同法第八十一条の十五の二第一項に規定する分配時調整外国税相当額又は同法第四百四十四条の二の二第一項に規定する分配時調整外国税相当額をいう。以下この項において同じ。）第一項から第三項までの規定による控除を受ける金額及び当該金額の計算に関する明細を記載した書類の添付がある場合に限り、適用する。この場合において、これらの規定により控除される金額は、当該書類に当該分配時調整外国税相当額として記載された金額を限度とする。

6 前二項に定めるもののほか、第一項から第三項までの規定の適用に関し必要な事項は、政令で定める。

第十四条中「前二条」を「前三条」に改め、「まず」の下に「第十二条の二の規定による控除をし、次に」を加える。

第十五条第一項中「及び第三号」を「から第四号まで」に改め、同項第三号を同項第四号とし、同項第二号の次に次の一号を加える。

三 第十二条の二第二項の規定による控除をされる金額のうち連結親法人又は各連結子法人に帰せられ

るものとして政令で定める金額

第十七条第三項中「第十二条第六項」の下に「及び第十二条の二第五項」を加える。

第十九条第六項第三号中「次条第二項」を「第二十条第二項」に改める。

第四章第二節の次に次の一節を加える。

第二節の二 電子情報処理組織による申告の特例

(電子情報処理組織による申告)

第十九条の二 特定法人である内国法人は、第十六条（第十項を除く。）、第十七条若しくは前条（第六項を除く。）又は国税通則法第十八条若しくは第十九条の規定により、地方法人税中間申告書若しくは地方法人税確定申告書若しくはこれらの申告書に係る修正申告書（以下この項及び第三項において「納税申告書」という。）により行うこととされ、又はこれにこの法律（これに基づく命令を含む。）若しくは国税通則法第十八条第三項若しくは第十九条第四項の規定により納税申告書に添付すべきものとされている書類（以下この項及び第三項において「添付書類」という。）を添付して行うこととされている各課税事業年度の第六条第一号又は第三号に定める基準法人税額に対する地方法人税の申告について

は、第十六条（第十項を除く。）、第十七条及び前条（第六項を除く。）並びに同法第十八条及び第十九条の規定にかかわらず、財務省令で定めるところにより、納税申告書に記載すべきものとされている事項（第三項において「申告書記載事項」という。）又は添付書類に記載すべきものとされ、若しくは記載されている事項（以下この項及び第三項において「添付書類記載事項」という。）を、財務省令で定めるところによりあらかじめ税務署長に届け出て行う電子情報処理組織（国税庁の使用に係る電子計算機（入出力装置を含む。以下この項及び第四項において同じ。）とその申告をする内国法人の使用に係る電子計算機とを電気通信回線で接続した電子情報処理組織をいう。）を使用する方法として財務省令で定める方法により提供することにより、行わなければならない。ただし、当該申告のうち添付書類に係る部分については、添付書類記載事項を記録した光ディスク、磁気テープその他の財務省令で定める記録用の媒体を提出する方法により、行うことができる。

2 前項に規定する特定法人とは、次に掲げる法人をいう。

- 一 当該課税事業年度開始の時における資本金の額、出資金の額その他これらに類するものとして政令で定める金額が一億円を超える法人